

佐賀県教育委員会告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、
佐賀県育英資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託した。

令和5年12月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

1 受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

- (1) 名称 ニッテレ債権回収株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 長岡 智重
- (3) 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

2 委託期間 令和5年12月1日から令和8年11月30日まで